

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県比企郡小川町大字角山1045番地
氏名 株式会社環境サービス
代表取締役 原 一

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和8年6月11日

許可の有効年月日 令和15年5月9日

1. 事業の範囲

中間処理

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上6種類

破砕・減容：廃プラスチック類（塩素分の低いものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類

溶融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類（軟質のものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地は別記（1）のとおり。

処理施設及び保管施設の概要は別記（2）及び別記（3）のとおり。

3. 許可の条件

（1）中間処理及び処理に伴う保管は、別記（1）に掲げる場所で行うこと。

（2）中間処理は、別記（2）に掲げる処理施設で行うこと。

（3）施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場に係る運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭等の排出物の基準値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成16年5月10日	指令廃指第213号	新規許可
平成22年9月7日	指令産廃第790号	変更許可(処理方法・施設の追加)
令和元年8月1日	—	変更届(住所)
令和6年5月9日	指令産廃第127-1号	変更許可(事業場面積の拡大)
令和8年6月11日	指令北環第43-11号	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記

(1) 施設等の所在地

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷363番1、363番13、字東高山331番9、
大字富田字天神田入2556番26 以上4筆 (面積3,258.85m²)

(2) 処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	40.0t/日 (20時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年 5月10日 平成16年 5月10日 4-31
	44.0t/日 (20時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき 類を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	
破碎施設	16.0t/日 (20時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成16年 5月10日 平成16年 5月10日 4-32
破碎・減容施設	26.4t/日 (22時間)	廃プラスチック類 (塩素分の低いものに限る。)、 紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類	平成16年 5月10日 平成19年 3月 8日 4-46
熔融減容施設	0.4t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —
破碎施設	3.6t/日 (15時間)	廃プラスチック類 (硬質のものに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —
圧縮梱包施設	2.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類 (軟質のものに限る。) 以上1種類	平成22年 9月 7日 — —

(3) 保管施設の種別及び能力等

産業廃棄物の種別	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類 を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	136.0m ²	4.6m (屋内)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類 を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	212.1m ²	2.5m (屋内) (0.86m ³ ボックスパレット×380個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類 を除く。) 及び陶磁器くず 以上6種類	39.3m ²	2.5m (屋内) (0.86m ³ ボックスパレット×70個)
廃プラスチック類 以上1種類	293.0m ²	2.7m (屋内) (1m ³ ボックスパレット×550個)
廃プラスチック類、繊維くず 以上2種類	40.0m ²	2.7m (屋内)

(以下余白)